

特別養護老人ホームしおさい岬（ユニット型個室）

令和7.1.1～

月額料金早見表(30日計算)

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			1日682円	1日753円	1日828円	1日901円	1日971円
給付内①	施設介護サービス費		20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	看護体制加算（Ⅱ）イ（23円）		690	690	690	690	690
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（6円）		180	180	180	180	180
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ（46円）		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	科学的介護推進加算（Ⅰ）（月40円）		40	40	40	40	40
	介護職員等処遇改善加算（新加算Ⅱ）※		3,000	3,290	3,596	3,894	4,179
	施設介護サービス費合計		25,750	28,170	30,726	33,214	35,599
給付内② 内②	第1段階	食費(300)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
		居住費(880)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
	第2段階	食費(390)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
		居住費(880)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
	第3段階①	食費(650)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
		居住費(1370)	41,100	41,100	41,100	41,100	41,100
	第3段階②	食費(1360)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
		居住費(1370)	41,100	41,100	41,100	41,100	41,100
	第4段階	食費(1445)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
		居住費(2066)	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980

※科学的介護体制加算（Ⅰ）月40円（令和6年4月1日以降）

※療養加算（該当者）は、1回6円・90回（30日）540円・安全対策体制加算（令和3年10月1日以降入所者1回20円）

※介護職員等処遇改善加算（新加算Ⅱ）…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の136/1000（上記金額は目安となります。加算により変動します。）

月合計負担額

いずれかの段階に該当

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月 額	第1段階	61,150	63,570	66,126	68,614	70,999
	第2段階	63,850	66,270	68,826	71,314	73,699
	第3段階①	86,350	88,770	91,326	93,814	96,199
	第3段階②	107,650	110,070	112,626	115,114	117,499
	第4段階	131,080	133,500	136,056	138,544	140,929

（上記金額は目安となります。加算により変動します。）

高額介護サービス費受給後(カッコ内は上限額)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①の合計額→		25,750	28,170	30,726	33,214	35,599
月 額	第1段階(15,000円)	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400
	第2段階(15,000円)	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100
	第3段階①(24,600円)	85,200	85,200	85,200	85,200	85,200
	第3段階②(24,600円)	106,500	106,500	106,500	106,500	106,500
	第4段階(44,400円)	131,080	133,500	136,056	138,544	140,929

（上記金額は目安となります。加算により変動します。）

[利用者負担段階]

第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超266万円以下の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円超340万円未満の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上

いずれかの段階に該当